

三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和4年3月23日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午後 0時 5分

2 会 場 みよしまちづくりセンター 1階 会議室

3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎

4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
学校教育課長 中 村 徳 子
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育総務係長 沖 川 佳 代 子
文化と学びの課主査 迫 あ す か

5 議事日程

- (1) 議案第39号 令和4年度就学児等の措置について(非公開)
- (2) 議案第40号 三次市会計年度任用職員の任用について(非公開)
- (3) 議案第41号 三次市スクールカウンセラーの委嘱について(非公開)
- (4) 議案第42号 三次市学校支援ネットワーク地域サポーターの委嘱について
(非公開)
- (5) 議案第43号 三次市地域学校協働活動推進員の委嘱について(非公開)
- (6) 議案第44号 三次市奥田元宋・小由女美術館館長の任命について(非公開)
- (7) 議案第45号 三次市奥田元宋・小由女美術館副館長の任命について(非公開)

- (8) 議案第46号 学校規模適正化基本方針（案）について（公開）
- (9) 議案第47号 第2次三次市教育ビジョン（案）について（公開）
- (10) 議案第48号 三次市学校給食共同調理場長の任命について（非公開）
- (11) 報告1 三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について（公開）
- (12) 報告2 三次市立小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について（公開）
- (13) 報告3 三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱を制定する告示について（公開）

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

迫田教育長 3点ご報告させていただく。

1点目は3月議会についてである。

定例会については、一般質問の他、令和4年度予算案や条例改正案等の審議が順次行われ、3月18日に閉会した。一般質問では、教育委員会関係で8名の議員から49件の質問があった。具体的な内容について、少しご紹介する。

月橋議員からは子どもの居場所づくりについて質問があった。市内の全ての図書館で児童生徒に貸与しているタブレット端末が利用できることや、よっしゃ吉舎や市民ホール等の公共施設を高校生等も利用できる環境としていること等を紹介し、子どもが利用しやすく安心できる居場所づくりを続けることを説明している。

また、徳岡議員からは学校図書館の運用について質問があった。学校図書館には、読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能があり、学校教育において欠くことのできない役割があることから、リニューアル事業を計画的に進めていること、また、今後、読書活動の充実のための人員を配置する予算を令和4年度計上していること等を説明している。また、山村議員からは新学校給食調理場の設計及び建築工事について質問があった。新調理場の基本設計段階で現場の栄養士や調理員とも意見交換を行い、そこでの意見も踏まえて実施設計を行ったことや、建築工事の資

材価格が上昇していることを注視しながら計画的に事業を進めていることを説明している。

この他、新型コロナウイルス感染症への対応、問題行動・不登校対策、命の安全教育等に関する質問があった。

また、3月18日の本会議において、小根森教育委員の再任について同意され、引き続き教育委員を務めていただくこととなった。報告させていただき、引き続きよろしくお願ひしたい。

2点目は児童生徒、職員、関係者等の表彰についてである。

第15回みよしことばフェスタ作品コンクールにおいて、今年度は十日市小学校、甲奴中学校、三良坂中学校が学校賞を受賞し、三次市科学賞においては、八幡小学校、塩町中学校が学校賞を受賞した。コロナ禍により表彰式を集合形式で実施できなかったため、個人の特別賞と併せて当該校を訪問して表彰を行った。

また、令和3年度広島県教育奨励賞（団体の部）にみらさか小学校、令和3年度広島県教育奨励賞（個人の部）に八次小学校の八塚直美教諭、令和3年度広島県教育奨励賞（個人の部）に吉舎中学校の岡野恵子教諭、養護教諭制度80周年記念学校保健功労者表彰に八次中学校の林久美子養護教諭がそれぞれ受賞した。

みらさか小学校は、ICTを活用した学力向上や個別最適な学びの研究により大きな成果をあげたことに対するものである。八塚直美教諭については、令和2年度からはじめた「通級による指導」の中心的役割を担い、市内に発信する等特別支援教育に優れた成果をあげたことに対するものである。岡野恵子教諭については、中学校国語科における古典の学習指導を中心に、優れた成果をあげたことに対するものである。林久美子養護教諭については、配慮を要する生徒への積極的な対応や教育相談を進めたほか、コロナ対策について生徒の主体的活動を仕組み、健康安全意識を高める等の成果をあげたことに対するものである。

表彰式については1月12日の教育委員会会議で報告した令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰を受賞した三次中学校の平田剣士郎教諭について表彰式が行われなかったため、先程申し上げた広島県教育奨励賞受賞

者とともに3月10日に市役所で表彰伝達式を行った。

また、関係者の表彰として、令和3年度社会教育功労者表彰を三次市社会教育委員会議 森川幸郎議長が受賞された。これについても、先日、市長から表彰伝達を行った。

3点目は美術館関係についてである。

奥田元宋・小由女美術館、三良坂平和美術館、あーとあい・きさは、コロナ禍ではあるがそれぞれ3月7日から開館している。奥田元宋・小由女美術館では4月29日から奥田小由女先生が文化勲章を受章されたということで、企画展「奥田小由女展—元宋作品とともに—」を開催予定である。またご案内させていただきたい。

教育総務係長 本日の会議は全員出席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本教育委員会会議が成立していることを確認する。それでは、以降の進行を教育長にお願いする。

迫田教育長 これから議事に移る。議案第39号は児童生徒の就学措置に関する案件のため、また、第40号から議案第45号及び議案第48号は人事案件のため、公開になじまないものとする。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、これらについては非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 —異議なし—

迫田教育長 本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条の規定による傍聴の手続きを行っていることと認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により傍聴を許可する。傍聴の申し出があるため、本日非公開案件を後ほど審議することとし、公開とした議案第46号、議案第47号及び報告1から報告3の報告3件について、先に審議することとしてよろしいか。

委員一同 —異議なし—

迫田教育長 それでは、まず公開案件から審議する。ただいまから会議を公開とする。

—傍聴人入室—

迫田教育長 傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。

それでは、議案第46号 学校規模適正化基本方針（案）の審議に入る。
この基本方針案については、12月21日の教育委員会会議において委員の皆様と協議いただいた後、パブリック・コメントを実施した。そして、2月8日の総合教育会議で審議・協議いただいた後、2月15日に市議会の全員協議会において教育委員会事務局から説明させていただいた。本日の会議においては最終案について審議いただきたい。

では、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 議案第46号 学校規模適正化基本方針（案）について、別紙のとおり提案する。これまで協議いただいたものから変更があったため、変更を行い最終案としている。

まず、資料1にあるように、2月15日に行われた3月議会の全員協議会において、3人の議員の方から8件の意見をいただいた。意見をいくつかご紹介する。

13ページの（4）の現状の情報提供について、令和4年度から対象となる地域で十分な協議をしていくということだが、どういった学校、地域を対象に情報提供・話し合いを持つ考えなのかという意見をいただいた。教育委員会からは、本当に子ども達にとっての学校ということや、保護者や地域とともにしっかり話をしていくことが大事だということ、完全複式の対象となる学校、将来完全複式となる可能性のある学校にも情報を提供する必要があると回答している。

その他、児童生徒はタブレットを活用することで世界と繋がることができ、1人で勉強しても何の弊害もないと思うので、この計画はやめた方がいいのではないかという意見をいただいた。この意見については、これから社会に出て行く子ども達にとって協働的な学びも重要視されており、人間同士の関わりが大切であると考えていると回答している。

また、すでにホームページにも掲載しているが、資料2にあるように、パブリック・コメントでは、規模適正化に対して賛成の意見・反対の意見を含め66件の意見をいただいた。意見をいくつかご紹介する。

学校の適正化の検討を始める時期について、児童生徒数が少なくなった時点と表記されており、これは裏返すと、児童生徒数がある程度在籍している時点では適正化の検討を始めないというようにも解釈できるという意見をいただいた。これに対しては、お示しした時期の目安に関わらず、保護者や地域住民等に早めに学校状況を伝える等、積極的に取り組むと回答している。

また、見えないのは学校が地域にとって宝物であるという視点であり、地域住民にとって宝物を取り上げられることはここに住むなどと言われること等しいと考えるという意見をいただいた。これに対しては、学校規模の大小にかかわらず、児童生徒が学ぶ教育環境はどうあるべきかを、保護者や地域住民等と十分に協議した上で、状況に応じた適正化について考えていき、その際、その意見を参考にする教育委員会の考えを示している。全員協議会における議員の方々の意見やパブリック・コメントにおける地域の方々の意見を踏まえ、総合教育会議で協議していただいた基本方針（案）から大きく変更する必要はないと考えている。今後、いただいた意見を踏まえ、実際に保護者や地域の方と話し合いを進めていく中で参考にしていきたいと考えている。

なお、1点変更がある。今日お示ししているように、基本方針（案）の2ページの中段の表中「同学年で編制する学級」の小学校について、これまでの案では、「1・2年生35人、3年生以上40人」と表記していたが、国の標準が改正され、「同学年で編制する学級」の児童数は35人と示されているため、基本方針（案）においても「35人（令和7年度までは段階的に移行）」と表記を改めさせていただいた。

迫田教育長 質問、意見等あればお願いします。

深水委員 丁寧にとめていただき、しっかりとした形になったと思う。改めて皆さんにお礼申し上げたい。今回の議会やパブリック・コメントの意見にもあったように、これから求められるのはやはり情報提供の部分だと思う。統廃合ありきでの情報提供ではなく、これまでよりいかにより良い教育をすすめるかということが大前提であり、その意味での情報提供を運用面で心がけていただき、しっかり地元と協調しながら、よりよい学校をつくっていく

よう、これを土台として運用していただきたいと思う。

藤井委員 深水委員もおっしゃられたように、私はこれまでの経緯を全て知っているわけではないが、これだけ時間をかけて綿密に我々の意見を取り入れていただきながら、言葉を変え丁寧につくられてきたと実感している。パブリック・コメントについては賛否両論だと感じた。良い悪いだけの問題ではなく、三次市全体を市民の方が若い方も先輩方もよく見据えていらっしゃるなど思った。今後どのように市政や教育行政に活かしていくかが本当の肝になってくると思う。スピード感を持ち、地域住民の方々、保護者の方々、子ども達、先生方等、全体での協議が急がれるのではないかと感じている。先程赤木課長が言われたように、大小にかかわらず、早く遅くならないよう、規模適正に関する意識をみんなが持ち合わせる必要があると感じた。

小根森委員 藤井委員がおっしゃったように、今回パブリック・コメントを通して市民の皆さんにも考えていただく機会ができ、また、市民の皆さんがどのように考えていらっしゃるのか私達も知ることができたことはとても貴重なことだと思う。パブリック・コメントに関わらず、色々な立場の方が教育に対して意見を言える場をこれからも少しずつつくっていったらと思う。1点気にかかったのは、コミュニティ・スクールについての理解が進んでいないことである。報道等でもあまりコミュニティ・スクールについて広報されていないせいなのかもしれないが、府中町等一生懸命やっておられる所もあり、私達も効果的なコミュニティ・スクールを目指していくにあたり、市民の皆さんにもご理解いただけるよう広報し、一緒に考えていきたいと思う。

井岡委員 パブリック・コメントが市民の皆様の意見を伺える良い機会だったと感じるが、どの程度の方がパブリック・コメントに参加されているのかとも感じた。保護者を含め、地域において、適正化について実際どの程度関心を持っておられるのかというのが一番の疑問である。ご意見の中に宝物を取り上げられるという表現があったが、高齢の方はおそらくこのような気持ちの方が多と思う。しかし、全員がそうなのか、保護者はどんな気持ちなのかを一番知りたい。特に統合等適正化の対象になる学校においては、

子どもが不安にならないよう、保護者、学校含めて早期に話し合いをする必要があると思う。先般、女性教育委員グループの研修で福山の取組を伺ったが、そこに行き着くまでには時間がかかる。子どもにとって豊かな教育環境を目指すためには、少しでも多くの方が子どもにとってどうなのかを考えるべきだと思う。地域あつての子ども、学校という部分もあるが、やはり保護者、子どもを大事に考えて話し合いを始めていって欲しいと思う。先のことではなく、今すぐにでも始めて欲しいという気持ちでいっぱいである。

迫田教育長 私から確認させていただきたい。

まず、事務局から説明した2ページ目の部分についてである。これまでの方針（案）では、学校規模の標準として国の法令を記載している。ここについて、法令改正により、現在の法令では小学校については35人、令和7年度までに順次移行していくとある。段階的な移行を括弧書きで加え、「同学年で編制する学級」の標準人数は35人と変更させていただきたいと思う。このことについて、承認いただけるか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 これについて承認いただいたことを確認させていただく。

先程、情報提供をしっかりと行うこと、議論をしっかりと丁寧に行っていくこと、コミュニティ・スクールへの理解も含め情報発信して協議していける場を教育委員会でも積極的に設けていくこと、さらに、保護者が子どもの教育への思いをどのように持っていていただいているか、子どもにとって教育がどうあるべきかを議論をしていくことが大切であることについてご意見をいただいた。これらについては、これから教育委員会の中で取組を進めていくにあたり、意見として参考とさせていただき、次へ繋いでいきたいと考える。

委員一同 一了承

迫田教育長 その他、質問、意見等あればお願いします。

深水委員 情報提供に関して、今回の案では統廃合について小さいものを大きくするというところが文章の中心であると思うが、情報を提供する中で様々な選択肢が現れてくると思う。例えば、小さい学校をそのまま残したいという

意見もあるかもしれない。そういったことに関しても、行政の側がしっかり手助けする体制も大切だと思う。最初に引用してある文科省の適正化に関する手引きにおいても、後半の部分には、いかに小さい学校を残すかという議論がしっかり書かれている。今回の案では、この文章の部分はあまり触れられてないが、中立的な視点から情報提供をしっかり行っていただきたい。そして、様々な選択肢に対して十分手助けしていただきたいということについて、お願いとして付け加えさせていただきたい。

小根森委員 先程、井岡委員が福山の常石とともに学園について言及されたが、三次市の特に複式が進んでいる小中学校において、イエナプランを取り入れることはとても有効ではないかと感じた。例えば、常石とともに学園は児童数が30人だが、30人全員で意見交換をする時間があり、上の子が下の子に教える時間があったり、先生が学年ごとに集めて指導する時間があったりしていた。こうやってみてはどうかと教育委員会として助言していけば、小規模校が魅力的なものになるのではないかと思う。

井岡委員 情報提供する際に、二択の選択肢ではなく、イエナプラン等も含め、私達が今まで想像しなかったようなもの、やり方が多様にある。そのような中で選ぶのであれば希望が持てるような気もするが、選択肢が限られると、閉鎖的になり、地域に希望が持てなくなる。したがって、選択肢の多い情報提供であって欲しいと思う。先般の研修を通して、私自身知らなかったことも多く、色々と勉強させていただき、私もしっかり情報提供していかなければと感じた。

藤井委員 小根森委員もおっしゃられたように、例えばコミュニティ・スクールについても知らない方がおそらく多いと思う。したがって、保護者の方にまずこの基本方針のような見えるものをしっかり読んでもらうことから繋げて、地域の方を含め、学校というものの在り方が大きく変わってきている今日、少ないから多いからということではなく、まずは興味関心をしっかり持ってもらうかなければと思う。将来尻すぼみになりかねない現状であることを言葉と品を変え伝えていかなければならないと思う。危機感が伝わらないと、ぼんやりとした状況になりかねないと感じており、契機となるよう期待している。

迫田教育長 それぞれから重ねて、また、違う視点から意見をいただいた。
今いただいた中で、情報提供については中立的な視点での情報提供を行い、これからの未来を見据えて子どもたちに本当に必要な力をつけていくために、先進的な地域や学校の情報も含め、多様な情報を提供していくことが大事だと思う。これから先を見通し、いかに工夫を重ねていくか、他者と協働しながら新しいものを生み出していく力をつけることは私達自身が考えていく必要がある。そういった視点をこれからしっかりもって情報提供していきたいと考える。
それでは、修正1箇所については確認させていただいたが、その他ご意見等なければ、それ以外部分についてはこれまでの方針（案）により決定とさせていただきます。よろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、方針（案）を1箇所修正した上で正式な基本方針として決定させていただきます。本日いただいた意見を踏まえながら、今後取組を進めていく。以上で議案第46号についての審議を終了する。
続いて、議案第47号 第2次三次市教育ビジョン（案）についての審議に移る。これについては、1月27日の教育委員会会議において委員の皆様へ協議いただき、総合教育会議でも協議いただいた。その後、パブリック・コメントを実施し、2月15日に、学校規模適正化基本方針（案）と併せて全員協議会において説明を行った。本日の会議では、パブリック・コメント及び全員協議会でいただいた意見等を踏まえ修正した最終案をお示ししており、委員の皆様へ審議いただきたいと考えている。
それでは、詳細について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 議案第47号 第2次三次市教育ビジョン（案）について、別紙のとおり提案する。

まず、本案を上程するまでの経緯について、詳細を説明させていただく。令和3年12月21日に開催した教育委員会会議において、本ビジョンの策定の趣旨や策定作業の経緯について委員の皆様にご説明して以降、今年1月10日、1月27日の教育委員会会議において、委員の皆様から内容等についてのご意見、修正箇所についてのご指摘をいただいた。事務局に

において、都度、検討及び修正作業を行い、最終的に2月8日に開催された総合教育会議での審議を経て、3月15日の市議会全員協議会において本ビジョンの説明を行ったところである。また、本ビジョン（案）について広く市民の皆様からご意見をいただくため、2月10日から3月2日までの間パブリック・コメントを実施し、期間中4人の方からご意見をいただくことができた。市議会全員協議会並びにパブリック・コメントでいただいたご意見については、事前に委員の皆様方にお送りしており、本日も机上へ配付しているので説明とともにご覧いただきたい。

続いて、ビジョン（案）の最終修正内容について説明させていただく。事務局では1月27日に教育委員会会議でお示ししたビジョン（案）をベースとして、市議会全員協議会やパブリック・コメントでいただいた意見について、修正等の検討作業を行った。

まず、全員協議会でいただいた意見についてご説明する。ビジョン（案）を本日配付しており、修正箇所については黄色マーカーにてお示ししているのでご確認いただきたい。ビジョン（案）の以前の文書では、「人材」

「人材育成」という記述が多数ある。具体的に申し上げますと、表紙に2箇所、本文中、4ページに3箇所、5ページ及び6ページに2箇所の合計7箇所であり、この部分を修正させていただいている。これについては、市議会全員協議会においていただいたご意見の中に、ビジョン（案）の中に「人材を育てる」や「人材の育成」という言葉がたくさん出てくるが、例えばスポーツの分野などで、目的を理解して、それに対する優れた能力を持っているというニーズに使われるなら一定の理解はするが、教育全般で語るときは「人材」「人材育成」といった表現ではなく、「人」や「人づくり」の方が適しているのではないかというご意見をいただいた。事務局で十分検討した結果、第2次三次市教育ビジョンの上位計画や関連計画である第2次三次市総合計画、三次市こども未来応援宣言、第2次三次市教育大綱においての表現と揃え、ひらがなで「ひと」「ひとづくり」の表記にそろえるべきであるという結論に至り、今回修正を行ったものである。

その他、先程赤木課長より説明があった規模適正化基本方針（案）7ページ目に、文部科学省の示した「新時代における先端技術を効果的に活用し

た学びの在り方～新時代に求められる教育～」のイメージ図が示されており、図中の「日本人としての社会性・文化的価値観の醸成」の部分がビジョンから伝わりにくいのではないかというご意見をいただいた。これについて事務局でも検討したが、ビジョンの本文中において、4ページから6ページの「4 現状を踏まえた重点事項」「5 基本理念」「6 政策の推進」の中にそのエッセンスを盛り込んでいるという結論に至り、直接的な修正は行わないこととした。しかしながら、いずれにしても、いただいたご意見はこれからの教育行政を推進していく上での参考にさせていただきたいと考えている。

最後に、パブリック・コメントにおいていただいたご意見について説明する。事前に資料をお送りしていたため、細かい説明は省略させていただくが、代表的なご意見をご紹介します。

代表的なものとして、ビジョンからは旧来の「押し付け型の教育」の理念が見え隠れするのではないかというご意見をいただいた。また、ビジョンでは生涯学習が挙げられているが、学習を促す場面形成の取組等については触れられていないのではないかというご意見をいただいた。さらに、コミュニティ・スクールの取組に注目しているが、今後、広報誌やピオネットによりもっと広報をしてほしいというご意見や、グローバル化への視点について、もう少し国際的視野を持つような表現を入れてほしいというご意見もいただいた。これらのご意見についても、事務局でそれぞれ検討を行い、パブリック・コメントに対する教育委員会の考え方としてまとめさせていただいたが、修正は行わないこととし、修正は先程申し上げた「ひと」「ひとづくり」の修正箇所のみとしている。本日、この議案について議決いただいた場合、令和4年度の予算においてビジョンを印刷し、委員の皆様をはじめ市内学校や関係機関に配付するとともに、ホームページ掲載により周知を図って参りたいと考えている。また、パブリック・コメントについても、回答を公開する予定である。

迫田教育長 質問、意見等あればお願いします。

深水委員 パブリック・コメントを読まさせていただいた中で1点気になった。教育委員会で決めた教育ビジョンであるため、教育に限定された範囲での議論で

あることは致し方ないと思う。しかし、教育のみを切り離せるものではなく、最終的にはまちづくりへもつながる可能性があると思う。確かに1ページのところでは、三次市まち・ゆめ基本条例から第2次三次市総合計画へ向かって矢印が下がっているが、教育ビジョンから上に向かっていく矢印の可能性もあると考える。例えば、定住対策や義務教育を超えた高等教育や働き場所の問題等について、今後、積極的に関連しながら運用していただければと思う。

小根森委員 修正箇所については、確かに「人材」よりも「ひと」という表現の方が三次市の教育ビジョンに適していると感じた。

また、パブリック・コメント等を拝見して、市民の皆様が自ら学力をつけたいという意欲を持っておられると感じた。それが最も現れているのが、教育委員会で若い方々が考えられた「幸輝心」のところだと思う。少し違和感を持つ人もいらっしゃるかもしれないが、ここをしっかりと市民の皆様に読んでいただきたい。子ども達一人ひとりが自ら伸び、そして好奇心を育てていくということで、この部分は本当に大事だと思う。

井岡委員 パブリック・コメントでも色々のご意見をいただいたが、ビジョンに盛り込むのは限界があると思う。ビジョンはあくまでもビジョンであり、限界のところまでコンパクトによくまとめられていると感じている。先程小根森委員がおっしゃった「結芽人～幸輝心～」の部分について、私は初めて見たとき正直に言うと驚いた。しかし、何度も読み、全体を通して基本理念や政策等との関連を考えると、これは私がそう思うだけで、保護者や若い方にはこのような入り方は共感してもらえないのではないかという考えに至った。なかなか私も理解するのに時間がかかり、今そのように評価されていることについて確かにとも思う。やはり変わっていかねばならないと感じている。

藤井委員 井岡委員もおっしゃられたが、ビジョンはビジョンだと思うが、1年、5年、10年経ったときに何か成果が出せたという行動や表現発言ができるようになりたいと思う。ただ現場である学校においては各々の問題があり、各々の実情があるのも忘れてはならないと思う。それは机上で協議をしても、どうしても見えないことや知りえないことが数多く起きていると

いうことを知っておかなければならないと思う。そこはやはり現場の先生方や校長先生が一番把握されていると思うが、それを表に出せるような環境づくりが欠かせないと思う。そのためにはビジョンも大事であり、日頃の動きを察知しながら、お互いが助け合えるような関係を構築していかなければならない。全て含めて、教育一貫を見据えていきたいと感じている。

迫田教育長 ご意見等をいただいたが、前回の教育委員会会議に出させていただいた案から今回修正箇所を提案させていただいている。その7箇所の修正については、特に異論はないということによろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 それでは、黄色のマーカールを入れている修正箇所については、それぞれ修正させていただく。

委員の皆様からは、まちづくりと直結しているものであるとしっかり意識し、取組を進めていくことが大事であることや、これから社会をつくっていく一人ひとりの人達の学ぶ意欲、好奇心、夢を持ち繋いでいくスローガンの部分をしっかり共有し、市民の関心や理解を深めてもらうことが必要であるというご意見をいただいた。さらに、今後はこのビジョンに基づいて具体的な計画を策定し成果を出していくことや、一方では地道な課題にも丁寧に向き合うことも必要であるというご意見もいただいた。

今申し上げたこと以外でご意見等があればお願いします。

深水委員 来年度の予算で印刷を行うと伺ったが、どの範囲での配布を予定しているのか。

文化と学びの課長 市内小中学校、教育行政関係機関への配布を予定している。冊数には限りがあるため、それ以外については教育要覧と同じくデータで管理する予定である。

深水委員 先程申し上げたように、まちづくりや生涯教育の観点から、学校にとらわれずできるだけ広い範囲で配布してほしい。データを自分で印刷して読んでいただくのはなかなか難しいという方も多いと思うので、冊子にして、例えば自治連合会等、全市にはなかなか難しいかもしれないが少しでも広い範囲で周知していただきたい。

迫田教育長 先程の適正化基本方針もだが、情報をしっかり出していき、機会を捉えて意図的に示していくことが必要だと思う。まちづくりの観点からも、コロナ禍でなかなかできていないところもあるが、自治連合会や市長部局等と多様に連携し、会議等知っていただける機会があれば、積極的に周知していきたい。

先程言われたとおり、実際に具体的な取組に繋げていくのはこれからである。大きな視点で定めるビジョンとして、この案を正式に決定とさせていただくことに対してご異議ないか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、このビジョン（案）を正式な第2次三次市教育ビジョンと決定し、今後発信していく。以上で議案第47号の審議を終了する。

続いて、報告1 三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について事務局の説明を求める。

学校教育課長 報告1 三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明する。

本要綱は、市内で学ぶ子どもたちの未来は地域の未来づくりにつながることから、市内県立中学校を支援する団体が実施する事業に対して交付する補助金の内容について定めたものである。補助対象となる事業は、市内の市立学校に通う児童生徒との交流や地域とのつながりを育むことを目的に行う事業、市内の県立中学校に通う生徒の安全・安心を確保する事業である。本要綱は令和4年3月31日を以って失効するため、令和4年4月1日以降も補助事業を継続していくために別紙のとおり改正するものである。内容は、附則第2項中、平成34年3月31日を令和7年3月31日に改めるもので、施行期日は令和4年3月30日である。

迫田教育長 質問、意見等あればお願いします。

小根森委員 第2条の補助金の交付対象のところに、広島県立三次高等学校教育振興会とあるが、振興会の名称は高等学校で良いのか。

学校教育課長 こちらの振興会が県立三次中学校を支援する実施事業を行っておられるため、こちらを申請団体としている。

小根森委員 この補助金の内容について、現在も交流を行っておられると思うが、どの

ような交流をされているか伺いたい。県立中学校と市内中学校の生徒や先生方の交流はとても良い取組だと思うので、どのようなことをされているのか、市民の皆さんや私達にもしっかり教えていただきたい。

学校教育課長 補助対象事業として、交流や地域とのつながりを育むことを目的に行う事業とあり、そういった事業も対象としているが、実績としては県立中学校に通う自転車通学者へのヘルメット購入費の補助を行っている。これについては、市立中学校の生徒には無償で提供されているものであり、要綱にもあるように、市内の県立中学校に通う生徒の安全・安心を確保する事業ということで申請団体から申請が出ており、実際に交付している。

小根森委員 ヘルメットに限らず、他に何か交流事業をされるときは補助されたらと思う。

学校教育課長 交流事業についても、もちろん対象になるが、申請団体が行いたい事業について、意思を尊重しながら申請を受け、交付していきたいと考える。

迫田教育長 市内の高等学校3校については、地域活動に係る事業への補助について別途要綱があり、そちらとも繋ぎながら進めていくよう考えている。先程、交流について小根森委員からご意見をいただいたが、コロナ禍でなかなか生徒同士の交流が難しい部分もあるが、部活動や教職員の研修も含め、随時行った状況についてはご報告、情報発信させていただく。

その他なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 続いて、報告2 三次市立小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 報告2 三次市立小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

三次小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を次のように改正する。下段、様式第1号及び様式第2号中の氏名後ろに印があったものを氏名のみで改めるものである。これは押印廃止を目的として、様式の一部を改正するものである。

迫田教育長 質問、意見等なければ、報告2についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 続いて、報告3 三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱を制定する告示について事務局の説明を求める。

文化と学びの課長 報告3 三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱を制定する告示について説明する。

この要綱は、国の政策に基づき、コロナ禍で働いておられる放課後児童支援員の処遇を改善するものである。昨年12月に全国的に内容を周知されて以来、取り組んでいたものである。3月議会において関連予算や繰越について議決いただいたところであり、要綱策定の趣旨は、別添の要綱本文中の趣旨に記載されている。この要綱は新型コロナウイルス感染症の対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、市内の「放課後児童健全育成事業」（国の放課後児童クラブの運営に係る事業の正式名称）の実施についての別紙に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所における放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブで働く職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、臨時的に収入を3%程度引き上げるための措置として、三次市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱を定め、実施する。具体的に申し上げますと、放課後児童クラブには直営で運営している児童クラブと委託業務の児童クラブがある。この要綱は特に委託業務の児童クラブにおける、放課後児童支援員の処遇改善を行うことを目的としている。現在、委託業務はちゅうおう児童クラブのみで、中央幼稚園で開設しているが、年間980万円程度の委託料を払い業務に当たっていただいている。委託料を賃金改善分だけ増額する方法もあるが、国の制度設計により、当該部分について補助金で支出することが示されたため、本補助金交付要綱を策定した経緯がある。

補助金の対象経費は、第3条の規定により、放課後児童クラブが、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施するための経費のうち、市長が必要と認める経費としている。これは何を指しているかと言うと、3%程度のベースアップ分の人件費部分とそれにかかる法定福利費の部分を試算し、1人当たり月額1万1千円程度がこの経費に該当する。現在、委

託業務において3人の放課後児童支援員の方に勤務していただいております、3人分の処遇改善に係る経費の実費を補助金として支払うものである。補助対象期間は、第5条の規定により、令和4年2月1日から同年9月30日までとする。これについても国の制度設計により、今年2月から9月分までの給与については本要綱の財源により直接的に支払うこととしている。本市の支払い方法については、2月及び3月分は繰越議決をいただいているため、要綱にあるとおり9月30日まで事業を実施していただき、実績報告による経費確定後に支払う予定である。9月30日以降も継続していくが、財源等の詳細についてまだ国の制度が発表されていない。事前発表では、現在の交付金により行うという情報があるため、おそらくそのような形になるのではないかと考えている。

迫田教育長 質問、意見等なければ、報告3についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 以上で本日公開としている議題については終了とする。

傍聴の方は資料を事務局へお返しいただき、退室いただく。

それでは、ここで一旦休憩とさせていただきます。再開は11時25分とする。再開後の会議は非公開とする。

—傍聴人退室—

—10分休憩—

議案第39号 令和4年度就学児等の措置について
(個人情報を含む案件のため非公開)

議案第40号 三次市会計年度任用職員の任用について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第41号 三次市スクールカウンセラーの委嘱について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第42号 三次市学校支援ネットワーク地域サポーターの委嘱について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第43号 三次市地域学校協働活動推進員の委嘱について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第44号 三次市奥田元宋・小由女美術館館長の任命について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第45号 三次市奥田元宋・小由女美術館副館長の任命について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第48号 三次市学校給食共同調理場長の任命について
(人事に関する案件のため非公開)

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。